

既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱いについて

(1) 取扱いの概要

ア 適用時期

平成26年4月1日から

イ 対象とする建築物

地上2階以下かつ延べ面積200㎡未満の既存の戸建て住宅

ウ 防火・避難対策の主な要件

- ・消火器、非常用照明装置及び住宅用防災警報器（連動型）等を設置
- ・2階には、面積1.2㎡以上かつ奥行き75cm以上で勾配のないバルコニー等を設置する。
- ・避難訓練を年3回以上実施し、夜間の避難訓練も年1回以上実施する。
- ・非常勤職員や、夜間支援従事者、利用者も全員訓練に参加する。可能な限り地域住民等が参加する訓練も実施する。
- ・夜間支援従事者を配置する。（配置しない場合は、自動火災報知設備及び消防への火災通報報知設備を設置） 等

エ 手続き

障害者グループホームの設置を希望する事業者は、事前に協議書を作成し、関係機関（福祉部局、消防部局、建築部局）と協議を行う。

オ 事後指導等

- ・障害者グループホームの設置後、事業者は毎年度、避難訓練等の実施状況を市町村の障害福祉担当部署を経由して、県の福祉部局に報告する。
- ・県は必要に応じ、障害者総合支援法に基づく指導等を行う。

※「寄宿舍」の規定や緩和策及び協議等の手続きの流れは、参考1及び参考2のとおりです。

※「取扱要綱」及び「事務取扱」の本文については、次のホームページから閲覧（ダウンロード）できます。

- ・障害福祉課…<https://www.pref.aichi.jp/shogai/>
- ・建築指導課…<https://www.pref.aichi.jp/kenchikushido/>

(2) 取扱いが適用される市町村

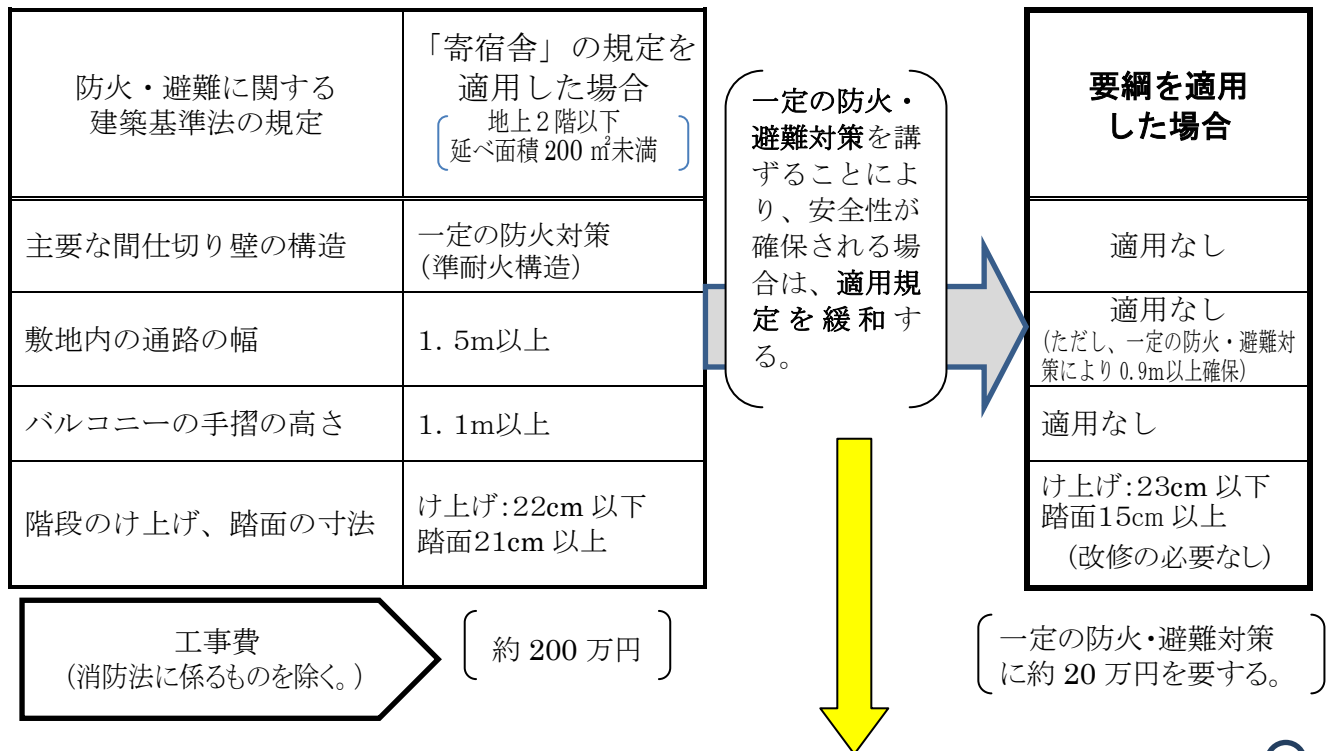
指定都市・中核市及び特定行政庁(建築基準法に関して権限を有する市)が県と同様の取扱いをする場合は、それぞれの市が要綱等を制定し、実施することになりますが、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市及び春日井市は、この取扱いを実施しませんので、当該市を除く市町村で、この取扱いが実施されています。

【参考 1】適用規定の緩和及び取扱要綱における防火・避難対策の概要

○要綱上対象となる建築物：

地上2階以下、延べ面積 200 m²未満の既存の戸建て住宅を対象

○一定の防火・避難対策の実施による適用規定の緩和



必要とする防火・避難対策

- ◆各階に消火器を、当該階の各部分から歩行距離 20m以内に有効に設置
- ◆全ての居室、階段及び台所に住宅用防災警報器 (連動型) 等を設置
- ◆2階 (避難階以外) には、面積 1.2 m²以上かつ奥行き 75 cm以上の勾配のないバルコニー等を設置
- ◆1階の就寢室等には、当該就寢室等に掃き出し窓等を設置
- ◆就寢室出入口から1階の屋外への出口までの通常の経路に非常用の照明装置を設置
- ◆屋外への出口から敷地外に避難できる幅員 90 cm以上の通路の確保
- ◆避難訓練を年3回以上実施し、夜間の避難訓練も年1回以上実施
- ◆非常勤職員 (外部サービスを利用する場合の派遣ヘルパーも含む) や、夜間支援従事者、利用者も全員訓練に参加
- ◆火災、地震等の様々な訓練を実施。可能な限り地域住民等が参加する訓練も実施
- ◆非常災害時における連絡体制の確保
- ◆火気管理と出火防止対策の徹底
- ◆夜間支援従事者の配置。(夜間支援従事者を配置しない場合は、自動火災報知設備及び消防への火災通報報知設備を設置) 等

○防火・避難対策を講ずることにより、用途変更の確認申請の提出は不要とする。

【参考2】取扱要綱に基づく手続き等の流れ

(グループホーム設置前)

事前協議

- 事業者は、グループホームの設置前に「協議書」を作成し、県障害福祉課、建築部局（特定行政庁）、市町村の消防部局の3部局と協議を行うこととする。

取扱基準に基づき審査

<取扱基準>

- ・ 対象：障害者総合支援法に基づく共同生活住居（グループホーム）として利用する場合で、2階以下（地下を有しない）かつ延べ面積200㎡未満の既存の戸建て住宅とする。
- ・ 防火・避難対策：
 - ・ 消火器や住宅用防災警報器の設置等
 - ・ 避難訓練の実施や夜間支援従事者の配置等
- ・ 他法令等及び建築基準関係規定に適合

※取扱基準に適合する場合は、用途変更の確認申請を要しない。

事業所の指定等

- 取扱基準に適合する場合、事業者は、県障害福祉課に事業所指定の申請（共同生活住居の追加・移転の場合は変更届の提出）を行う。
- 県障害福祉課は、事業所を指定等した場合、市町村の障害福祉担当部署、建築部局（特定行政庁）及び市町村の消防部局に指定等した旨を通知する。

(グループホーム設置後)

事後指導

- 事業者は毎年度、避難訓練等の実施状況を記載した「報告書」を市町村の障害福祉担当部署を経由して、県障害福祉課に報告する。
- 県障害福祉課は、実地指導等により避難訓練等の実施状況を確認する。
- 適合しない場合、県障害福祉課は、建築部局（特定行政庁）及び市町村の消防部局と協力し、障害者総合支援法に基づく指導等（改善勧告・命令、事業所取消を含む指導）を行なう。

※この取扱要綱は、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市及び春日井市を除く市町村で、実施されています。